

「受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱」の改正について

標記の件について、平成 27 年 4 月 1 日より、JV 対象工事の基準額を下記のとおり引き上げます。

記

1 JV 対象基準額

工事種別	平成 27 年 3 月 31 日以前	平成 27 年 4 月 1 日以降
土木工事	4 億円	5 億円
道路舗装工事	1 億 5 千万円	2 億 5 千万円
設備工事	1 億 2 千万円	2 億 5 千万円
建築工事	5 億円	6 億円
その他の工事	8 千万円	1 億 5 千万円

2 改正後の受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱別紙参照

受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱

昭和 50 年 7 月 1 日

50 交総第 292 号

改正 昭和 53 年 6 月 23 日 53 交総第 278 号

昭和 55 年 8 月 1 日 55 交総第 369 号

平成 2 年 7 月 7 日 2 交経第 327 号

平成 2 年 8 月 1 日 2 交経第 412 号

平成 3 年 2 月 8 日 2 交経第 910 号

平成 6 年 10 月 31 日 6 交経第 719 号

平成 10 年 3 月 5 日 9 交経第 1081 号

平成 12 年 12 月 19 日 12 交総第 719 号

平成 16 年 3 月 26 日 15 交総第 2277 号

平成 26 年 4 月 16 日 26 交資第 16 号

平成 26 年 9 月 16 日 26 交資第 1213 号

1 共同企業体の性格及び目的

この共同企業体は、建設省方式による甲型の共同企業体であるが、各構成員の能力を合算し、上位の工事を受注させるためのいわゆる能力増強型の共同企業体ではなく、原則として、大企業者（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）と中小企業者（中小企業基本法第 2 条第 1 号に該当する者をいう。以下同じ。）間で共同企業体を結成させ工事を受注させることにより、業者間とりわけ中小企業者の受注機会の増大を図るためのいわゆる工事分配型の共同企業体である。

2 対象工事

交通局において一般競争入札及び指名競争入札の方法により発注する工事で、予定価格が土木工事にあっては 5 億円以上（道路舗装工事にあっては 2 億 5 千万円以上）、建築工事にあっては 6 億円以上、設備工事にあっては 2 億 5 千万円以上及びその他の工事にあっては 1 億 5 千万円以上のものとする。ただし、局長が特に必要があると認める工事は、対象工事から除外する。

3 共同企業体の結成方法

予め交通局が示す契約締結すべき案件毎の入札参加条件に基づき、企業者が自主結成方式により共同企業体を結成する。なお、入札参加条件は、契約担当者等（東京都交通局契約事務規程（昭和 39 年交通局規程第 15 号）第 5 条第 1 項に定める「契約担当者等」に同じ。）が契約締結すべき案件毎に定めるものとする。

4 資格審査

共同企業体からは、当該工事の希望票の提出に併せて協定書及び委任状を添付した入札参加資格審査確認申請書を提出させる。

資格審査は申請書、協定書及び委任状について行い、構成員のうち資格最上位の業者と同一の資格を与える。

5 指名、発注

(1) 一般競争入札の方法により発注する工事にあつては、東京都交通局指名業者選考委員会による資格審査の結果、入札参加資格を得られた共同企業体に対して、直ちに、発注（一般競争入札参加資格確認結果通知書及び設計図書の交付）を行う。

(2) 指名競争入札の方法により発注する工事にあつては、東京都交通局指名業者選考委員会による資格審査の結果、入札参加資格を得られた共同企業体を指名することとし、直ちに、発注（指名通知書及び設計図書の交付）を行う。

6 契約保証金

構成員のうちに契約保証金を免除できる業者がある場合は、これを免除する。

7 委任

この要綱の施行に関し必要な事項は、資産運用部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。